

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 (開発行為等に関する工事公害の防止) 第61条 条例第66条第 1 項に規定する規則で定める工事は、都市計画法第29条に基づく開発行為、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第 <u>1 2</u> 条に基づく<u>宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等</u>、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業及び土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 2 条第 1 項に規定する土地地区画整理事業に関する工事のうち、工事を行う区域の面積が500平方メートル以上の工事とする。	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 (開発行為等に関する工事公害の防止) 第61条 条例第66条第 1 項に規定する規則で定める工事は、都市計画法第29条に基づく開発行為、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第 <u>8</u> 条に基づく<u>宅地造成工事規制区域内における宅地造成</u>、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業及び土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 2 条第 1 項に規定する土地地区画整理事業に関する工事のうち、工事を行う区域の面積が500平方メートル以上の工事とする。

改正後										改正前									
第25号様式										第25号様式									
(表) 開発行為等に関する工事調書										(表) 開発行為等に関する工事調書									
年 月 日										年 月 日									
(宛先) 川崎市長										(あて先) 川崎市長									
郵便番号										郵便番号									
住 所										住 所									
氏 名										氏 名									
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)										(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)									
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第66条第2項の規定により、次のとおり提出します。										川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第66条第2項の規定により、次のとおり提出します。									
工事施工者		住 所								工事施工者		住 所							
		氏 名		電話()								氏 名		電話()					
現場管理者		住 所								現場管理者		住 所							
		氏 名		電話()								氏 名		電話()					
工事施工区域の名称				川崎市 区						工事施工区域の名称				川崎市 区					
工事の種類				☐ 開発行為 ☐ 宅地造成等 ☐ 土地改良 ☐ 土地地区画整理						工事の種類				☐ 開発行為 ☐ 宅地造成 ☐ 土地改良 ☐ 土地地区画整理					
工事の期間及び日曜日等における施工の有無				年 月 日～ 年 月 日(日間) 日曜日及び休日における工事施工の有無 有 ・ 無						工事の期間及び日曜日等における施工の有無				年 月 日～ 年 月 日(日間) 日曜日及び休日における工事施工の有無 有 ・ 無					
工事の開始及び終了の時刻				4月～10月 午前 時 分 ～ 午後 時 分 11月～3月 午前 時 分 ～ 午後 時 分 (実働 時間)						工事の開始及び終了の時刻				4月～10月 午前 時 分 ～ 午後 時 分 11月～3月 午前 時 分 ～ 午後 時 分 (実働 時間)					
工事の目的										工事の目的									
工事施工区域の面積				㎡ 盛土量		m³ 切土量		m³		工事施工区域の面積				㎡ 盛土量		m³ 切土量		m³	

改正後						改正前					
(裏)						(裏)					
使用する機械、車両等		名称	使用期間	名称	使用期間		名称	使用期間	名称	使用期間	
	土木工事に係る重機及び機械		月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日	
			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日	
			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日	
	資材及び土砂の搬出入に係る車両		月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日	
			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日		月 日～ 月 日			月 日～ 月 日		月 日～ 月 日		
工事公害の防止対策	騒音対策					騒音対策					
	振動対策					振動対策					
	粉じん対策					粉じん対策					
	屋外燃焼対策					屋外燃焼対策					
	汚水対策					汚水対策					
	土壌汚染対策					土壌汚染対策					
	その他					その他					
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 (内線)					連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 (内線)				
備考 1 この調書は、工事を行う地域の面積が500平方メートル以上である場合に、提出してください。 2 正本2通及びその写し1通を、提出してください。 3 区域図及び工事工程表を添付してください。 						備考 1 この調書は、工事を行う地域の面積が500平方メートル以上である場合に、提出してください。 2 正本2通及びその写し1通を、提出してください。 3 区域図及び工事工程表を添付してください。 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。					

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号			○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号		
別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。			別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。		
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	1 リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	1 リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアンとして1 ミリグラム	1 リットルにつきシアンとして1 ミリグラム	シアン化合物	1 リットルにつきシアンとして1 ミリグラム	1 リットルにつきシアンとして1 ミリグラム
有機燐(りん)化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	有機燐(りん)化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1 リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1 リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.2ミリグラム	1 リットルにつき六価クロムとして0.2ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.2ミリグラム	1 リットルにつき六価クロムとして0.2ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.1ミリ	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.1ミリ	砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.1ミリ	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.1ミリ

改正後				改正前			
		グラム	グラム			グラム	グラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 として0.005ミリグラ ム	1 リットルにつき水銀 として0.005ミリグラ ム		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 として0.005ミリグラ ム	1 リットルにつき水銀 として0.005ミリグラ ム	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。		アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	
P C B	1 リットルにつき 0.003ミリグラム	1 リットルにつき 0.003ミリグラム		P C B	1 リットルにつき 0.003ミリグラム	1 リットルにつき 0.003ミリグラム	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム		トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム		テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム		ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム		四塩化炭素	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	
1、2—ジクロロエタ ン	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	1 リットルにつき0.04 ミリグラム		1、2—ジクロロエタ ン	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	
1、1—ジクロロエチ レン	1 リットルにつき1 ミ リグラム	1 リットルにつき1 ミ リグラム		1、1—ジクロロエチ レン	1 リットルにつき1 ミ リグラム	1 リットルにつき1 ミ リグラム	
シス—1、2—ジクロ ロエチレン	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	1 リットルにつき0.4 ミリグラム		シス—1、2—ジクロ ロエチレン	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	
1、1、1—トリクロ ロエタン	1 リットルにつき3 ミ リグラム	1 リットルにつき3 ミ リグラム		1、1、1—トリクロ ロエタン	1 リットルにつき3 ミ リグラム	1 リットルにつき3 ミ リグラム	
1、1、2—トリクロ ロエタン	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム		1、1、2—トリクロ ロエタン	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	
1、3—ジクロロプロ ペン	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム		1、3—ジクロロプロ ペン	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	

改正後				改正前			
チウラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム		チウラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	
シマジン	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	1 リットルにつき0.03 ミリグラム		シマジン	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム		チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	
ベンゼン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム		ベンゼン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム		セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム		ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム		ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性		アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性	

改正後				改正前			
		窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム	窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム			窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム	窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム
	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.5 ミリグラム	1 リットルにつき0.5 ミリグラム		1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.5 ミリグラム	1 リットルにつき0.5 ミリグラム
	ダイオキシン類	1 リットルにつき10ピ コグラム	1 リットルにつき10ピ コグラム		ダイオキシン類	1 リットルにつき10ピ コグラム	1 リットルにつき10ピ コグラム
	フェノール類	1 リットルにつきフェ ノールとして0.5ミリ グラム	1 リットルにつきフェ ノールとして0.5ミリ グラム		フェノール類	1 リットルにつきフェ ノールとして0.5ミリ グラム	1 リットルにつきフェ ノールとして0.5ミリ グラム
	銅及びその化合物	1 リットルにつき銅と して1 ミリグラム	1 リットルにつき銅と して3 ミリグラム		銅及びその化合物	1 リットルにつき銅と して1 ミリグラム	1 リットルにつき銅と して3 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 として1 ミリグラム	1 リットルにつき亜鉛 として2 ミリグラム		亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 として1 ミリグラム	1 リットルにつき亜鉛 として2 ミリグラム
	鉄及びその化合物（溶 解性のものに限る。）	1 リットルにつき鉄と して3 ミリグラム	1 リットルにつき鉄と して10ミリグラム		鉄及びその化合物（溶 解性のものに限る。）	1 リットルにつき鉄と して3 ミリグラム	1 リットルにつき鉄と して10ミリグラム
	マンガン及びその化合 物（溶解性のものに限 る。）	1 リットルにつきマン ガンとして1 ミリグラ ム	1 リットルにつきマン ガンとして1 ミリグラ ム		マンガン及びその化合 物（溶解性のものに限 る。）	1 リットルにつきマン ガンとして1 ミリグラ ム	1 リットルにつきマン ガンとして1 ミリグラ ム
	クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロ ムとして2 ミリグラム	1 リットルにつきクロ ムとして2 ミリグラム		クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロ ムとして2 ミリグラム	1 リットルにつきクロ ムとして2 ミリグラム
	ニッケル及びその化合 物	1 リットルにつきニッ ケルとして1 ミリグラ ム	1 リットルにつきニッ ケルとして1 ミリグラ ム		ニッケル及びその化合 物	1 リットルにつきニッ ケルとして1 ミリグラ ム	1 リットルにつきニッ ケルとして1 ミリグラ ム
備考				備考			
1～6 略				1～6 略			
7 排水の測定方法は、 <u>ダイオキシン類にあっては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあっては規格K0102-3の18に定</u>				7 排水の測定方法は、 <u>次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u> による。			

改正後	改正前
<u>める方法、これら以外の物質にあっては排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次の各号に掲げる物質に係る排水の測定方法は、それぞれ当該各号に定める項目に係る方法による。</u> (1) <u>フェノール類</u> <u>フェノール類含有量</u> (2) <u>銅及びその化合物</u> <u>銅含有量</u> (3) <u>亜鉛及びその化合物</u> <u>亜鉛含有量</u> (4) <u>鉄及びその化合物</u> <u>溶解性鉄含有量</u> (5) <u>マンガン及びその化合物</u> <u>溶解性マンガン含有量</u>	(1) <u>カドミウム及びその化合物</u> <u>規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）</u> (2) <u>シアン化合物</u> <u>規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</u> (3) <u>有機燐(りん)化合物</u> <u>排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては、規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法</u> (4) <u>鉛及びその化合物</u> <u>規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）</u> (5) <u>六価クロム化合物</u> <u>規格K0102－3の24.3.1に定める方法（着色している試料又は</u>

改正後	改正前
(6) <u>クロム及びその化合物</u> <u>クロム含有量</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102－3の24.3.3.4のb)及び規格K0102－3の24.2に定める方法)又は規格K0102－3の24.3.2に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格K0170－7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</u> (6) <u>砒(ひ)素及びその化合物</u> <u>規格K0102の61に定める方法</u> (7) <u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u> <u>環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</u> (8) <u>アルキル水銀化合物</u> <u>環境庁告示第59号付表3に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法</u> (9) <u>P C B</u> <u>規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表4に掲げる方法</u> (10) <u>トリクロロエチレン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</u> (11) <u>テトラクロロエチレン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</u> (12) <u>ジクロロメタン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</u> (13) <u>四塩化炭素</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</u> (14) <u>1、2－ジクロロエタン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</u> (15) <u>1、1－ジクロロエチレン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</u> (16) <u>シス－1、2－ジクロロエチレン</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</u> <u>(17) 1、1、1—トリクロロエタン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</u> <u>(18) 1、1、2—トリクロロエタン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</u> <u>(19) 1、3—ジクロロプロペン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</u> <u>(20) チウラム</u>
	<u>環境庁告示第59号付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</u>
<u>(削除)</u>	<u>(21) シマジン</u> <u>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</u>
<u>(削除)</u>	<u>(22) チオベンカルブ</u> <u>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</u>
<u>(削除)</u>	<u>(23) ベンゼン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(24) セレン及びその化合物</u> <u>規格K0102の67に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(25) ほう素及びその化合物</u> <u>規格K0102の47に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(26) ふっ素及びその化合物</u> <u>規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）、34.2若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲ</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>ン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c) (注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</u> <u>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u> <u>アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法(ただし、規格K0102の42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42.1c)の蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「$-C \times 1.348$」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>(28) 1,4-ジオキサン</u> <u>環境庁告示第59号付表 8 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(29) ダイオキシン類</u> <u>規格K0312に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(30) フェノール類</u> <u>規格K0102の28.1（規格K0102の28の備考2及び備考3並びに</u> <u>規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。）に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(31) 銅及びその化合物</u> <u>規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(32) 亜鉛及びその化合物</u> <u>規格K0102の53に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(33) 鉄及びその化合物</u> <u>規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(34) マンガン及びその化合物</u> <u>規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(35) クロム及びその化合物</u> <u>規格K0102の65.1に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(36) ニッケル及びその化合物</u> <u>規格K0102の59に定める方法</u>
別表第12（第42条、第44条、第48条関係） 排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質 その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりと する。 1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度 （1）事業所（次号から第4号までに掲げるものを除く。）に係る排水 についての基準 （単位 m g / l）	別表第12（第42条、第44条、第48条関係） 排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質 その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりと する。 1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度 （1）事業所（次号から第4号までに掲げるものを除く。）に係る排水 についての基準 （単位 m g / l）

改正後				改正前			
項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量	25		60	生物化学的酸素要求量	25		60
化学的酸素要求量	25		60	化学的酸素要求量	25		60
浮遊物質	70		90	浮遊物質	70		90
備考				備考			
1～3 略 4 排水の測定方法は、<u>環境庁告示第64号に定める方法</u>による。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) 日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所にあつて1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの（次号に該当するものを除く。）、当該事業所にあつて平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、同号又は第4号に該当するものを除く。）又はし尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所（次号又は第4号に該当するものを除く。）に係る排水についての基準				1～3 略 4 排水の測定方法は、<u>次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u>による。 <u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u> (2) 日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所にあつて1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの（次号に該当するものを除く。）、当該事業所にあつて平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、同号又は第4号に該当するものを除く。）又はし尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所（次号又は第4号に該当するものを除く。）に係る排水についての基準			

改正後		改正前	
(単位　m g／l)		(単位　m g／l)	
生物化学的酸素要求量	130	生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130	化学的酸素要求量	130
浮遊物質質量	160	浮遊物質質量	160
備考		備考	
1・2　略 3　排水の測定方法は、<u>環境庁告示第64号に定める方法</u>による。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3)　し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）のみを設置する事業所（次号に該当する事業所を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準 ア～ウ　略 エ　し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合		1・2　略 3　排水の測定方法は、<u>次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u>による。 <u>(1)　生物化学的酸素要求量　規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2)　化学的酸素要求量　規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3)　浮遊物質質量　環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u> (3)　し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）のみを設置する事業所（次号に該当する事業所を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準 ア～ウ　略 エ　し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合	
(単位　m g／l)		(単位　m g／l)	
生物化学的酸素要求量	25	生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25	化学的酸素要求量	25
浮遊物質質量	70	浮遊物質質量	70
備考		備考	
1　事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。		1　事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。	

改正後				改正前			
2 排水の測定方法は、 <u>環境庁告示第64号に定める方法</u> による。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>				2 排水の測定方法は、 <u>次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u> による。 <u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u>			
(4) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で1日当たりの排水の量が20立方メートル以上のものに係る排水についての基準				(4) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で1日当たりの排水の量が20立方メートル以上のものに係る排水についての基準			
(単位 m g / l)				(単位 m g / l)			
区分 項目	事業所の種類	新設の事業所 の場合	新設の事業所以外の 事業所の場合	区分 項目	事業所の種類	新設の事業所 の場合	新設の事業所以外の 事業所の場合
生物化学的 酸素要求量	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	25	130	生物化学的 酸素要求量	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	25	130
	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル以上のもの	25	90		1日当たりの排水 の量が100立方メー トル以上のもの	25	90
化学的酸素 要求量	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	25	130	化学的酸素 要求量	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	25	130
	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル以上のもの	25	90		1日当たりの排水 の量が100立方メー トル以上のもの	25	90
浮遊物質	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	50	200	浮遊物質	1日当たりの排水 の量が100立方メー トル未満のもの	50	200

改正後				改正前			
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	50	160		1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	50	160
備考				備考			
1・2 略				1・2 略			
3 排水の測定方法は、 <u>環境庁告示第64号に定める方法</u> による。				3 排水の測定方法は、 <u>次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u> による。			
<u>(削除)</u>				<u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u>			
<u>(削除)</u>				<u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u>			
<u>(削除)</u>				<u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u>			
2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、臭気、色汚染度及び温度の許容限度				2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、臭気、色汚染度及び温度の許容限度			
項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
水素イオン濃度（水素指数）		5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下	水素イオン濃度（水素指数）		5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5		5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5		10	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5		10
大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	800		800	大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	800		800

改正後		改正前	
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。
温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。
備考		備考	
1～6 略		1～6 略	
7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。		7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
<u>(削除)</u>		<u>(1) 水素イオン濃度（水素指数）</u>	
<u>(削除)</u>		<u>規格K0102の12.1に定める方法</u>	
<u>(削除)</u>		<u>(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</u>	
		<u>環境庁告示第64号付表4に掲げる方法</u>	
		<u>(3) 大腸菌群数</u>	
		<u>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法</u>	
<u>(1) 臭気</u>		<u>(4) 臭気</u>	
<u>規格K0102-1の11.3に定める方法</u>		<u>規格K0102の10.2に定める方法</u>	
<u>(2) 色汚染度</u>		<u>(5) 色汚染度</u>	
次の式により算出された値とする。		次の式により算出された値とする。	
色汚染度＝3（V _b －V _s ）＋C _s －C _b		色汚染度＝3（V _b －V _s ）＋C _s －C _b	
ア V _b とは、空試験の明度をいう。		ア V _b とは、空試験の明度をいう。	
イ V _s とは、試料の明度をいう。		イ V _s とは、試料の明度をいう。	
ウ C _s とは、試料の彩度をいう。		ウ C _s とは、試料の彩度をいう。	
エ C _b とは、空試験の彩度をいう。		エ C _b とは、空試験の彩度をいう。	

改正後	改正前																				
オ 明度及び彩度の測定は、標準色票（規格Z 8721準拠）及び容量3400m l の化学分析用磁器ビーカー（規格R 1302）その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器を用いて次の方法により行うものとする。 （ア） 試料を十分に攪（かく）拌（はん）のうえ、水深が7センチメートルになるようにビーカーに採取し、標準色票により明度及び彩度を求める。なお、この際の試料と標準色票との比較は、規格Z 8723（表面色の比較方法）に準ずるものとする。 （イ） 空試験は、蒸留水を用いて、（ア）と同様方法により行うものとする。 （3） 温度 規格K 0102-1の6. 3に定める方法 （4） 前3号に掲げる項目以外のもの 環境庁告示第64号に定める方法（水素イオン濃度（水素指数）にあつては、当該環境庁告示第64号に定める水素イオン濃度に係る方法）	オ 明度及び彩度の測定は、標準色票（規格Z 8721準拠）及び容量3400m l の化学分析用磁器ビーカー（規格R 1302）その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器を用いて次の方法により行うものとする。 （ア） 試料を十分に攪（かく）拌（はん）のうえ、水深が7センチメートルになるようにビーカーに採取し、標準色票により明度及び彩度を求める。なお、この際の試料と標準色票との比較は、規格Z 8723（表面色の比較方法）に準ずるものとする。 （イ） 空試験は、蒸留水を用いて、（ア）と同様の方法により行うものとする。 （6） 温度 規格K 0102の7. 2に定める方法 （新設）																				
別表第16（第74条関係）	別表第16（第74条関係）																				
地下水の浄化基準	地下水の浄化基準																				
地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。	地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td><td>1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム</td></tr> <tr> <td>シアン化合物</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td><td>1 リットルにつき鉛として0.01ミ</td></tr> </tbody> </table>	特定有害物質等の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	シアン化合物	検出されないこと。	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td><td>1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム</td></tr> <tr> <td>シアン化合物</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td><td>1 リットルにつき鉛として0.01ミ</td></tr> </tbody> </table>	特定有害物質等の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	シアン化合物	検出されないこと。	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ
特定有害物質等の種類	基準値																				
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム																				
シアン化合物	検出されないこと。																				
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。																				
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ																				
特定有害物質等の種類	基準値																				
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム																				
シアン化合物	検出されないこと。																				
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。																				
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ																				

改正後		改正前	
	リグラム		リグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.02ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.02ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.01ミリグラム	砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム	ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム	四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1、2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム	1、2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム	1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1,2—ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス—1,2—ジクロロエチレン及びトランス—1,2—ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム	1,2—ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス—1,2—ジクロロエチレン及びトランス—1,2—ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1、1、1—トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム	1、1、1—トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム
1、1、2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム	1、1、2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1、3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム	1、3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして

改正後			改正前		
		0.01ミリグラム			0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物		1 リットルにつきほう素として1 ミリグラム	ほう素及びその化合物		1 リットルにつきほう素として1 ミリグラム
ふっ素及びその化合物		1 リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム	ふっ素及びその化合物		1 リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）		1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）		1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		1 リットルにつき0.002ミリグラム	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン		1 リットルにつき0.05ミリグラム	1,4-ジオキサン		1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類		1 リットルにつき1ピコグラム	ダイオキシン類		1 リットルにつき1ピコグラム
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、 <u>ダイオキシン類にあっては規格K0312に定める方法、ダイオキシン類以外の特定有害物質等にあっては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法</u> による。			3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、 <u>次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところ</u> による。		
<u>（削除）</u>			<u>（1） カドミウム及びその化合物</u> <u>規格K0102の55に定める方法</u>		
<u>（削除）</u>			<u>（2） シアン化合物</u> <u>規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方</u>		

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>法又は環境庁告示第59号付表 1 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(3) 有機燐(りん)化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)</u>
<u>(削除)</u>	<u>環境庁告示第64号付表 1 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(4) 鉛及びその化合物</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0102の54に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(5) 六価クロム化合物</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0102-3の24.3 (規格K0102-3の24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法 (ただし、規格K0102-3の24.3.2に定める方法において塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(6) 砒(ひ)素及びその化合物</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u>
<u>(削除)</u>	<u>環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(8) アルキル水銀化合物</u>
<u>(削除)</u>	<u>環境庁告示第59号付表 3 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(9) P C B</u>
<u>(削除)</u>	<u>環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(10) トリクロロエチレン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(11) テトラクロロエチレン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(12) ジクロロメタン</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	<u>(13) 四塩化炭素</u>
<u>(削除)</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	(14) <u>1、2－ジクロロエタン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(15) <u>1、1－ジクロロエチレン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(16) <u>1,2－ジクロロエチレン</u> <u>シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(17) <u>1、1、1－トリクロロエタン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(18) <u>1、1、2－トリクロロエタン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(19) <u>1、3－ジクロロプロペン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(20) <u>チウラム</u> <u>環境庁告示第59号付表5に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	(21) <u>シマジン</u> <u>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	(22) <u>チオベンカルブ</u> <u>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
<u>(削除)</u>	(23) <u>ベンゼン</u> <u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(24) <u>セレン及びその化合物</u> <u>規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(25) <u>ほう素及びその化合物</u> <u>規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</u>
<u>(削除)</u>	(26) <u>ふっ素及びその化合物</u> <u>規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しく</u>

